

事 務 連 絡
令 和 5 年 2 月

御担当者 様

法務省民事局民事第二課

相続土地国庫帰属制度に関するポスター等の送付について（依頼）
日頃より、所有者不明土地対策に関する施策の実施に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、所有者不明土地の発生を予防する観点から、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）により、相続等によって取得した土地を、法務大臣の承認を受けて国庫に帰属させる制度（相続土地国庫帰属制度）が創設され、本年4月27日から施行されることとなっています。

他方、昨年夏に当省が実施した認知度調査では、相続土地国庫帰属制度を知らないと回答した方が約80%であり、制度周知が喫緊の課題と考えております。

そこで、本制度の広報のためのポスター、リーフレット及びフライヤーを作成しましたので、送付いたします。

つきましては、本制度の認知度向上のため、窓口周辺にポスターを掲示いただくなど、同制度の普及・啓発活動について、御協力くださいますようお願いいたします。

これまでも、皆様には所有者不明土地対策に関する施策について多大な御理解と御協力をいただいているところですが、本制度の趣旨等を御理解いただき、所有者不明土地対策の更なる推進に御協力いただきますようお願いいたします。

法務省民事局民事第二課

三枝、手塚、河瀬、清水

TEL 03-3580-4111（内線 5674）